

第1章 計画の趣旨・背景

1. 計画の趣旨・背景

自殺は、健康問題だけでなく、生活困窮や過労など様々な社会的要因が複合して起こることが知られており、その多くが追い込まれた末の死です。また、自殺は個人だけの問題ではなく、その多くが防ぐことができる社会的な問題と考えられます。

国はこの状況を踏まえ、平成 18（2006）年「自殺対策基本法」を制定、より具体的な指針として平成 24（2012）年に「自殺総合対策大綱」を策定し、総合的な自殺政策の推進に取り組んできました。国を挙げて自殺対策を推進した結果、平成 22（2010）年から自殺者数は減少傾向を示し、着実に成果を上げてきました。しかし、日本の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進 7 か国の中で最も高く、依然として高い水準です。

こうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を推進するため、平成 28（2016）年に法が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されました。また「自殺総合対策大綱」が、平成 29（2017）年に抜本的に見直され、国や地方自治体はこの「自殺総合対策大綱」に沿って自殺対策計画の策定や実施、啓発活動、情報提供などを行うこととなりました。令和 4（2022）年に再度「自殺総合対策大綱」が改正され、個人や家族、地域社会の関与を含む総合的なアプローチにより、心理的支援の充実やリスク評価・早期発見の強化、関係機関との連携など、予防から支援までの網羅的な取り組みが盛り込まれています。

これらの背景を踏まえ、本市では、市民の自殺予防のための包括的な枠組みを構築し、市民の命を守る取り組みを一層強化することを目指し、自殺の背後にある様々な要因や困難に対し、個人と地域のレベルで積極的かつ継続的なアプローチを取り、早期のリスク発見や予防策の実施に重点を置くとともに、地域資源の活用や連携強化を図ります。

本市の特性やニーズに合わせて地域団体、教育機関、保健・医療機関などの関係機関との協力を深め、地域全体での自殺予防体制の強化を目指します。

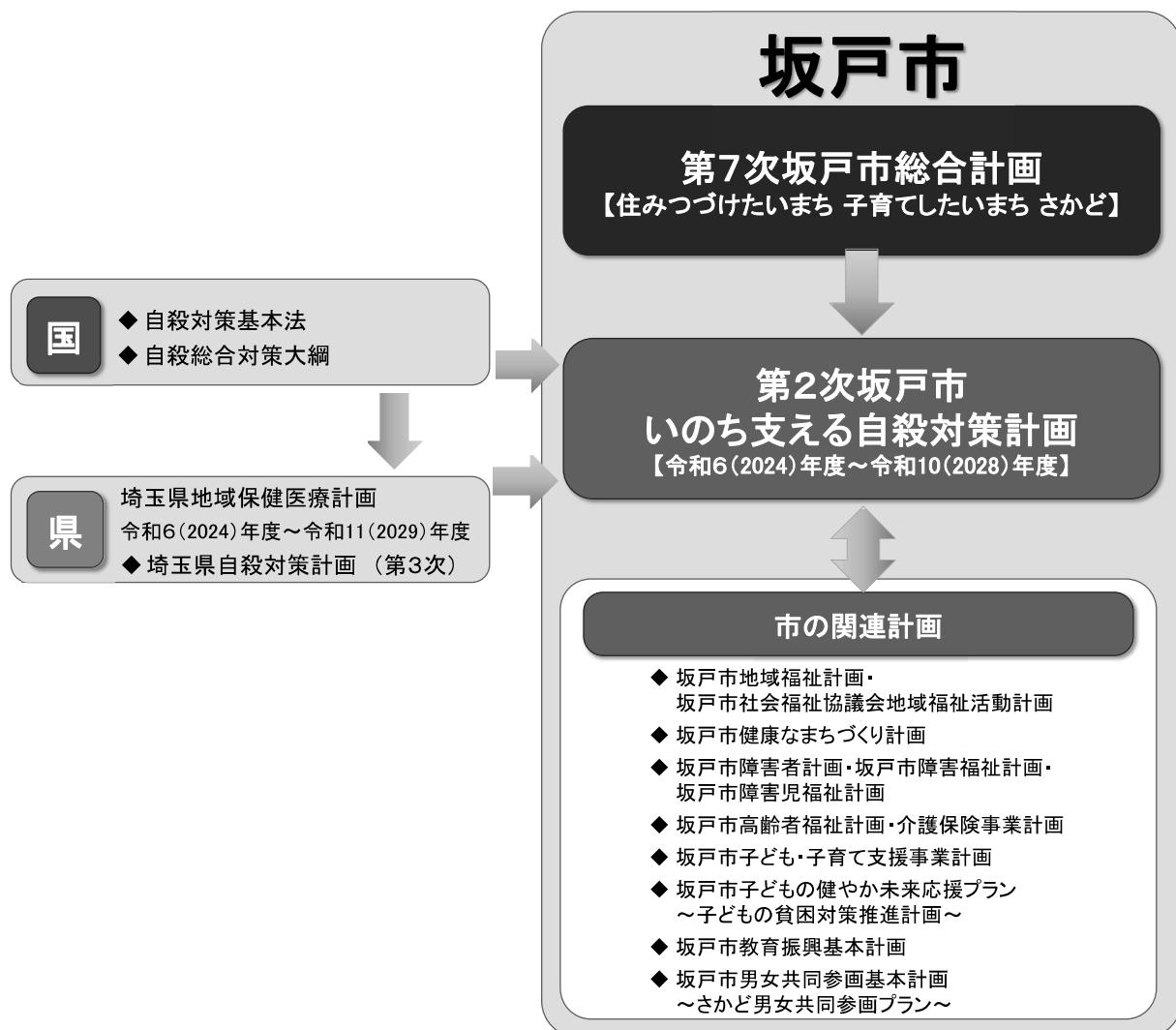
さらに本計画の策定にあたっては、市民の声や専門家の意見を十分に反映させるため、包括的な情報収集と広範な協力体制を構築し、市民がより健康で安心して暮らせるための計画として策定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、平成28（2016）年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、本計画は「第7次坂戸市総合計画」を上位計画に置き、本市の他計画との整合を図りつつ策定しています。

【図1-1 計画の位置付け】



3. 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間を期間として策定された計画です。

なお、計画期間中に、国や県の方針・動向や市の自殺に関する状況に大きな変化があった場合には、必要に応じた見直しを行うこととします。

【図1－2 計画期間】



4. 計画の数値目標

大綱における目標では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8（2026）年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとしています。

本市では国目標を踏まえ、本計画における数値目標を令和9（2027）年の自殺死亡率12.6以下にすることとします※。

また、自殺対策において、最終的に目指すものは大綱にもあるとおり「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。そのため、本市では最終的に「自殺者ゼロ」を目指します。

	基準年 平成27(2015)年	本計画(R6-R10)		参考値
		評価年 令和9(2027)年		
自殺死亡率 (坂戸市)	18.1	12.6		減少率5.5ポイント以上 (30%以上)

※本計画の最終年度となる令和10（2028）年において、令和9（2027）年の自殺死亡率が公表されるため、令和9年を評価年としています。

本計画とSDGsとの関係

本市では、持続可能な開発目標SDGsの理念や目指す方向性を広く共有しており、本計画においてもSDGsの目標達成に貢献できるように取組を推進します。

具体的には、基本施策の「地域における連携とネットワークの強化」は、SDGsの「目標3 すべての人に健康と福祉を」及び「目標11 住み続けられるまちづくりを」と関連します。重点施策の「生活困窮者への支援」や「無職者・失業者への支援」は、SDGsの「目標1 貧困をなくそう」及び「目標4 質の高い教育をみんなに」などに関連します。

このように本計画は、SDGsの理念と合致するものであることから、府内の各部署・各職員はもちろん、市民の皆様にも広く自殺対策を理解していただき、各種取組を推進していきます。

【図1－3 SDGs（持続可能な開発目標）】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

令和2（2020）年4月、新型コロナウイルス感染症の流行により緊急事態宣言が発出され、感染に対する不安だけでなく、外出自粛をはじめとする生活習慣の変容により、多くの市民が様々なストレスにさらされました。

令和5年をもって新型コロナウイルス感染症の位置付けは、感染症法上の2類から5類疾病へと引き下げされましたが、悩みや不安を抱える人々に対して、丁寧な対応を行う必要があるため、本市では保健師の活動や個別相談などを通じて、個々の心の状態に合わせたメンタルヘルス対策を強化します。